

令和5年度 第2回愛西市権利擁護支援連携協議会次第

日時 令和6年2月16日(金)
午後2時40分から
場所 愛西市役所 北館
会議室2-1・2-2

1 あいさつ

2 議 題

(1) 令和5年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況について

① 相談対応実績について …資料1-1

② 広報活動実績について …資料1-2

③ 成年後見制度市長申立案件の経過について …資料1-3

(2) 令和6年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実施計画について

…資料2

(事業項目)

- ア 権利擁護に関する広報啓発
- イ 権利擁護に関する総合相談
- ウ 成年後見制度の申し立て支援及び後見人等支援
- エ 法律職及び関係団体等との連携促進事業
- オ 後見業務の提供事業

(3) 意見交換

3 その他

愛西市権利擁護支援連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を協議するため、愛西市権利擁護支援連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見交換等を行う。

- (1) 愛西市権利擁護支援センターの運営状況、体制等に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (3) 司法、医療、福祉等の地域連携による権利擁護支援に関すること。
- (4) その他、判断能力の不十分な高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利擁護支援に資すること。

(協議会)

第3条 協議会は、委員7人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 社会福祉士
- (4) 医療関係者
- (5) 高齢者福祉関係者
- (6) 障害者福祉関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が委員の中から指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていない場合は、市長が招集する。

(議事)

第7条 会議の議長は、委員長が掌る。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議において必要があると認めるときは、利害関係を有する者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、保険福祉部社会福祉課に置く。

2 協議会の運営については、愛西市と愛西市権利擁護支援センターの相互協力のもと実施するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮り、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

愛西市権利擁護支援連携協議会出席者名簿

任期 令和5年7月1日から令和7年6月30日

区 分	氏 名	所 属	備 考
委員 弁護士	服部 一将	愛知県弁護士会	委員長
委員 司法書士	浅井 佐智子	公益社団法人 成年後見センター・ リーガルサポート愛知支部	副委員長
委員 社会福祉士	鎌田 正慶	愛知県社会福祉士会	
委員 医療関係者	三和田 篤	認知症疾患医療センター七宝病院	
委員 高齢者福祉関係者	山田 五月	佐屋苑地域包括支援センター	
委員 障害者福祉関係者	竹田 晴幸	社会福祉法人百千鳥福祉会	
委員 社会福祉関係者	中上 陽子	愛知県社会福祉協議会	
オブザーバー	黒瀬 香織	名古屋家庭裁判所 主任書記官	
事務局 愛西市	伊藤 義幸	保険福祉部社会福祉課 課長	
事務局 愛西市	柘植 佐知子	保険福祉部社会福祉課 課長補佐	
事務局 愛西市	藤本 貴志	保険福祉部社会福祉課 主任	
事務局 愛西市	八木 久美子	保険福祉部高齢福祉課 課長	
事務局 愛西市	猪飼 隆善	保険福祉部高齢福祉課 課長補佐	
事務局 権利擁護支援センター	稲穂 宏紀	専門相談員	
事務局 権利擁護支援センター	佐藤 和子	専門相談員	

愛西市権利擁護支援センター 令和5年度相談対応実績

資料1-1

令和6年1月末現在

1 対象者の種別 (人)

		認知症	知的障害	精神障害	高齢者	その他	不明	合計
		7月	実人数	5	2	1	1	0
	延人数	10	6	1	1	0	0	18
8月	実人数	6	1	2	0	0	0	9
	延人数	13	3	3	3	0	0	22
9月	実人数	6	0	0	1	0	0	7
	延人数	25	0	0	2	0	0	27
10月	実人数	4	0	1	0	0	0	5
	延人数	26	1	2	3	0	0	32
11月	実人数	3	0	1	1	0	0	5
	延人数	18	2	1	1	0	0	22
12月	実人数	0	3	0	2	0	0	5
	延人数	5	6	0	4	0	0	15
1月	実人数	5	2	1	1	0	0	9
	延人数	16	3	1	1	0	0	21
合計	実人数	29	8	6	6	0	0	49
	延人数	113	21	8	15	0	0	157

2 相談方法 (人)

	訪問	電話	来所	ケース会議等	巡回相談	その他	合計
7月	8	4	5	1		0	18
8月	7	8	6	1		0	22
9月	12	2	11	0		2	27
10月	4	21	7	0	0	0	32
11月	13	5	2	2	0	0	22
12月	2	2	7	2	2	0	15
1月	6	6	5	2	2	0	21
合計	52	48	43	8	4	2	157

月平均 実人数 7人
延人数 22.4人

3 相談者

(人)

	本人	家族	親族	ケアマネジャー	地域包括支援センター	介護関係事業所	障害関係事業所	相談支援事業所	社会福祉協議会	行政	医療機関	民生児童委員	知人・地域住民	後見人等	法律専門職	家庭裁判所	金融機関	消費生活センター	警察	その他	不明	合計
7月	2	2	0	3	3	2	1	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
8月	6	4	0	3	6	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	22
9月	4	2	1	1	7	1	0	0	0	9	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	27
10月	2	7	2	2	9	1	0	0	0	4	1	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	32
11月	2	3	0	2	3	3	0	0	0	4	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	22
12月	3	5	0	1	1	1	1	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	15
1月	4	4	1	5	2	2	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	21
合計	23	27	4	17	31	10	3	3	0	22	5	1	0	8	3	0	0	0	0	0	0	157

4 相談対応内容内訳

(件)

	日常生活自立支援事業支援	成年後見制度説明・相談	本人申立手続支援	親族申立手続支援	市長申立手続支援	財産（金銭）管理	総合相談・手続き支援	相続・遺産分割・遺言	悪徳商法・消費者被害	虐待・権利侵害	後見人等支援	契約等法律行為	不安の解消	任意後見	報酬助成	債務・浪費	家賃・光熱費等支払い	その他	合計
7月	3	3	0	3	6	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	18
8月	5	6	0	0	4	0	0	3	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	22
9月	8	7	0	0	11	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27
10月	1	6	2	5	12	0	1	2	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	32
11月	1	3	0	1	4	5	0	0	0	0	7	0	1	0	0	0	0	0	22
12月	0	1	0	3	3	0	0	1	0	2	2	0	2	1	0	0	0	0	15
1月	1	2	0	2	1	0	6	1	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	21
合計	19	28	2	14	41	5	8	9	0	11	13	1	5	1	0	0	0	0	157

5 申立等手続支援件数

(件)

	本人申立手続支援	親族申立手続支援	市長申立手続支援	日常生活自立支援事業支援	合計
7月	0	1	0	0	1
8月	0	0	0	1	1
9月	0	0	0	0	0
10月	0	1	3	1	5
11月	0	0	0	2	2
12月	0	1	1	0	2
1月	0	2	0	1	3
合計	0	5	4	5	14

愛西市権利擁護支援センター 令和5年度広報活動実績

1 関係機関への広報

令和6年1月末現在

市内	98件
市外	76件
合計	174件

(市内内訳)

関係機関	件数
地域包括支援センター	3件
居宅介護支援事業所	19件
介護施設	24件
相談支援事業所	3件
障害福祉事業所	7件
クリニック	17件
薬局	3件
金融機関	17件
行政(支所)	3件
その他	2件
合計	98件

(市外内訳)

関係機関	件数
地域包括支援センター	2件
居宅介護支援事業所	29件
介護施設	23件
相談支援事業所	1件
障害福祉事業所	2件
行政	1件
病院	11件
薬局	1件
警察	2件
その他	4件
合計	76件

2 会議等での広報

日付	相手先	場所	人数
5月24日	ボランティア連絡協議会	八開総合福祉センター	約20名
6月14日	佐織地域包括支援センターエリア ケアマネジャーオンラインサロン	オンライン	9名
6月15日	民生児童委員定例会(立田・佐織地区)	愛西市文化会館	約60名
6月20日	民生児童委員定例会(佐屋・八開地区)	愛西市文化会館	約55名
6月30日	地域包括支援センター連絡調整会議	愛西市役所	5名
7月12日	介護保険事業所及び施設連絡会議	愛西市役所	約20名
7月14日	愛西の里さや保護者懇談会	愛西の里さや	約10名
7月27日	愛西の里はちかい八開保護者懇談会	愛西の里はちかい	約5名
7月28日	地域密着型サービス事業者連絡協議会	愛西市役所	約10名
7月28日	障害者地域総合支援協議会	愛西市役所	約15名
7月31日	愛西の里たつた保護者懇談会	愛西の里たつた	6名
9月30日	市民向け権利擁護普及啓発講演会※1	愛西市文化会館ホール	86名
11月10日	立田地区協議体	スワロー(喫茶店)	10名
1月16日	民生児童委員定例会(佐屋・八開地区)	愛西市文化会館	約55名
1月16日	民生児童委員定例会(立田・佐織地区)	愛西市文化会館	約60名
1月30日	行政職・福祉職のための成年後見制度 研修会※2	愛西市文化会館	41名

※1 市民向け権利擁護普及啓発講演会

参加人数86名内訳

職種	人数
市民	40名
福祉職	21名
民生児童委員	12名
医療職	9名
行政職	2名
無記名	2名
合計	86名

※2 行政職・福祉職のための成年後見制度研修会

参加人数41名内訳

職種等	人数
ケアマネジャー	15名
地域包括支援センター職員	7名
民生児童委員	6名
行政職員	3名
社会福祉協議会職員	2名
障害福祉事業所職員	2名
相談支援専門員	2名
その他(司法書士、行政書士)	2名
生活相談員	1名
介護関係事業所職員	1名
合計	41名

成年後見制度市長申立案件の経過について

- ケース 1** 2023-1 Y・M (55 歳 女性 中等度精神遅滞、アルコール性精神病)
- 8 月 30 日 支援検討委員会開催 (受任候補者検討) 福祉職、社会福祉士
- 10 月 20 日 家庭裁判所市長申立 (後見人候補者) 社会福祉士
- 11 月 27 日 審判書を受理 (市担当課) (成年後見人) 社会福祉士
- 12 月 22 日 ケース引継ぎのため打ち合わせ会議の実施
(出席者) 成年後見人 支援者 権利擁護支援センター 市長申立担当者
- 1 月 25 日 本人と支援者間会議の実施
- ケース 2** 2023-2 N・K (81 歳 男性 前頭側頭型認知症)
- 8 月 30 日 支援検討委員会開催 (受任候補者検討) 法律職
- 10 月 3 日 家庭裁判所市長申立 (後見人候補者) 弁護士
- 11 月 2 日 審判書を受理 (市担当課) (成年後見人) 弁護士
- 11 月 27 日 ケース引継ぎのため打ち合わせ会議の実施、会議後本人と面会
(出席者) 成年後見人 支援者 権利擁護支援センター 市長申立担当者
電子@連絡帳「つながろまい愛西」の電子メールにて情報共有を継続
- ケース 3** 2023-3 H・Y (91 歳 女性 アルツハイマー型認知症)
- 8 月 30 日 支援検討委員会開催 (受任候補者検討) 福祉職
- 10 月 17 日 家庭裁判所市長申立 (後見人候補者) 行政書士 (+社会福祉士)
- 10 月 26 日 審判書を受理 (市担当課) (成年後見人) 行政書士
- 11 月 16 日 ケース引継ぎのため打ち合わせ会議の実施、会議後本人と面会
(出席者) 成年後見人 支援者 権利擁護支援センター 市長申立担当者
- ケース 4** 2023-4 Y・A (75 歳 女性 脳梗塞、認知症)
- 11 月 8 日 支援検討委員会開催 (受任候補者検討) 法律職
- 12 月 5 日 家庭裁判所市長申立 (後見人候補者) 弁護士
- 12 月 21 日 審判書を受理 (市担当課) (成年後見人) 弁護士
- 1 月 5 日 ケース引継ぎのため打ち合わせ会議の実施、会議後本人と面会
(出席者) 成年後見人 支援者 権利擁護支援センター 市長申立担当者
- ケース 5** 2023-5 S・T ※令和 6 年 2 月 16 日支援検討委員会にて協議
- 10 月 27 日 介護保険サービス担当者会議 成年後見人の必要性を確認
- 12 月 15 日 本人情報シート作成
- 12 月 22 日 市との打ち合わせ 市長申立が適当と判断
- 12 月 27 日 市へ親族調査依頼を提出
- 1 月 16 日 診断書作成

1. 事業実施方針

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、自らの権利保護に支援を必用としている者又はそれぞれの支援者に対して、権利擁護に関する相談支援、利用支援、普及啓発等の事業を行い、もって住民福祉の向上及び日常生活の安寧を図ることを目的として次の事業を実施する。
 具体的には、権利擁護に関する相談支援事業、民法に規定する後見制度及び社会福祉法に規定する福祉サービス等の利用支援事業、権利擁護に関する普及啓発事業、法律職及び関係団体等との連携促進事業を実施する。また、法人による後見事務の提供事業に向けた検討を開始する。

2. 事業実施事項

項目	ア 権利擁護に関する広報啓発	イ 権利擁護に関する総合相談	ウ 成年後見制度の申し立て支援及び後見人支援	エ 法律職及び関係団体等との連携促進事業	オ 後見事務の提供事業
事業目的	パンフレットの作成、講演会や研修会の開催等により、広く市町村の関係者及び住民に対して、権利擁護の制度の普及・啓発を行う。	地域住民、既存の介護事業所や相談支援事業所などからの成年後見制度の利用、権利擁護に関する相談に応ずるとともに、センター職員による市内巡回相談を行う。併せて、成年後見制度などに関する情報提供を行う。	成年後見制度の利用及び福祉サービス等の利用のための必要な支援を行う。 ※福祉サービス等とは市町村が行う福祉サービス・介護保険法によるサービス・社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業・生活自立支援事業を指す。	成年後見、虐待等権利擁護に関する専門職、関係機関の連携の促進、地域連携ネットワーク構築の推進、法律職や専門職の関係団体との連携体制を構築する。	支援検討委員会において、支援が必要と認める人に対して、当法人が後見業務を提供する。法人後見ガイドラインを作成し体制構築に向けての準備を行う。準備完了後は、法人後見人として活動していく。
事業内容	1. 市民への広報・啓発 ①センターパンフレットの配布 ②ホームページによる情報発信 ③広報等による情報発信	1. 窓口相談	1. 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断 ①住民及び首長による申立ての支援 ②後見人候補者の調整 ③申立て手続き代理人の斡旋	1. 受任可能な専門職数の把握 (1回/年) (調査対象団体) ①弁護士会(アイズ) ②司法書士会(リーガルサポート) ③社会福祉士会(ぱあとなあ) ④行政書士会(コスモスあいち)	1. 法人後見の体制の構築
	2. 関係機関への広報・啓発 社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護保険事業所、障がいサービス事業所、民生委員、医療機関、金融機関、郵便局、消費生活センター公証役場、裁判所等	2. 電話相談	2. 後見人等の後方支援 申立て後の後見人へのモニタリング・バックアップ	2. 専門職団体関係の研修、権利擁護に関する情報交換会及び会議等への参加 →社会福祉士会「ぱあとなあ」連絡会議等	2. 法人後見に関する勉強会及び研修会への参加
	3. 各種会議、研修会での広報・啓発 ①介護保険事業所及び施設連絡会議 ②市障害者地域総合支援協議会 ③民生児童委員協議会定例会 ④市地域包括支援センター連絡調整会議 ⑤市ボランティア連絡協議会 ⑥ケアマネジャーオンラインサロン ⑦愛西の里保護者懇談会等	3. 訪問相談	3. 成年後見のニーズ把握(1回/年) (認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者数の把握)	3. 支援検討委員会の実施(年4回) ①受任調整会議 ②相談事業等、センター運営全般に関する助言	3. 法人後見に関する書類整備
	4. 講演会や研修会の開催 ①住民のための講演会 年1回 ②行政・福祉職のための講演会 年2回	4. 巡回相談 第2木曜日に市内4地区にて巡回相談を実施(1組目13:30~2組目14:30~) ①佐屋地区(4月、8月、12月) ②立田地区(5月、9月、1月) ③八開地区(6月、10月、2月) ④佐織地区(7月、11月、3月)	4. 権利擁護啓発及び勉強会の開催 (対象)社会福祉協議会及び関係機関の専門職・行政職員	4. 地域連携ネットワークの構築 権利擁護が必要な方の発見、早期の相談支援、後見人を含めたチーム支援のための権利擁護の地域連携ネットワーク構築の推進	
	5. 権利擁護の人材(市民後見人)養成の検討	5. 弁護士相談 ①開催月 偶数月 4月、6月、8月、10月、12月、2月 ②開催日 第3木曜日 1組目10:00 2組目11:00 ③場 所 権利擁護支援センター	5. 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業担当者等との連携	5. 家庭裁判所との連携 ①人材育成や後見人支援に関する情報交換 ②家事関係機関と裁判所との連絡協議会への参加	